算式の符号
A　第18条第4項第2号算式の符号Cに同じ。
B　第18条第4項第2号算式の符号Dに同じ。
C　平成23年度において減収補塡債として発行された地方債のうち法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額
D　平成23年度における東日本大震災に係る法人税割の減収見込額として総務大臣が通知した額の100分の75の額
附則第十三条の二各号列記以外の部分中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第二号中「平成22年度」を「平成23年度」に改める。
附則第十三条の三及び第十三条の四中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。
附則第十四条各号列記以外の部分中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第二号ただし書を削り、同号算式及び算式の符号を次のように改める。
算式
（A＋B＋C＋D＋E＋F）×0.75＋G＋H
算式の符号
A　第19条第3項第2号算式の符号Gに同じ。
B　第19条第3項第2号算式の符号Hに同じ。
C　第19条第3項第2号算式の符号Iに同じ。
D　第19条第3項第2号算式の符号Jに同じ。
E　第19条第3項第2号算式の符号Kに同じ。
F　第19条第3項第2号算式の符号Lに同じ。
G　平成23年度において減収補塡債として発行された地方債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額
H　平成23年度における東日本大震災に係る法人事業税の減収見込額として総務大臣が通知した額の100分の75の額
附則第十四条の八中「特例交付金法第二条第二項」を「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条」に、「児童手当及び子ども手当特例交付金の額に一・〇〇を乗じて得た額及び同項に規定する減収補塡特例交付金」を「地方特例交付金（以下「地方特例交付金」という。）」と改める。
附則第十四条の九第一項中「125,800円」を「127,800円」に、「0.731」を「0.975」に、「E×0.75」を「E」に改め、同条第二項中「0.993」を「1.054」に、「0.729」を「0.986」に、「平成21年度」を「平成22年度」に、「1.313」を「9.552」に、「（d1／d2）×0.9781 8」を「（d1／d2）×0.9766 9×0.975」に改める。
附則第十四条の十を削る。
附則第十五条第一項各号列記以外の部分中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第二号算式及び算式の符号を次のように改める。
算式
（A＋B）×0.75＋C＋D
算式の符号
A　第31条第4項第2号算式の符号Cに同じ。
B　第31条第4項第2号算式の符号Dに同じ。
C　平成23年度において減収補塡債として発行された地方債のうち法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額
D　平成23年度における東日本大震災に係る法人税割の減収見込額として総務大臣が通知した額の100分の75の額
附則第十五条第一項第六号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、同条第二項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。
附則第十五条の二及び第十五条の三を削る。
附則第十六条第一項及び第三項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第四項中「平成二十一年度及び平成二十二年度」を「平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度」に改め、同条第五項中「平成二十二年度まで」を「平成二十三年度まで」に改め、同条第六項中「平成十九年改正前の省令」を「平成十八年普通交付税省令」に、「平成二十年改正前の省令」を「普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第八十九号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成十九年普通交付税省令」という。）」に、「平成二十一年改正前の省令」を「平成二十年普通交付税省令」に、「対象都道府県及び」を「対象都道府県」に、「（以下「平成二十二年改正前の省令」という。）附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県」を「（以下「平成二十一年普通交付税省令」という。）附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県及び平成二十二年普通交付税省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県」に、「平成十五年度から平成二十一年度」を「平成十五年度から平成二十二年度」に改める。
附則第十六条の二中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「〇・八八九」を「〇・九九一」に、「〇・九〇八」を「〇・九九六」に改め、「その他の道府県にあつては〇・八八九」を「熊本県にあつては〇・八七二、その他の道府県にあつては〇・九九一」に改める。
附則第十六条の三を次のように改める。
（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法の特例）
第十六条の三　平成二十四年度に限り、第二十九条の二中「〇・九九一」とあるのは、「熊本県にあつては〇・八九二、その他の都道府県にあつては〇・九九一」とする。
附則第十六条の四を削る。
附則第十八条の見出し中「平成二十三年四月一日まで」を「平成二十四年四月一日まで」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十三年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に、「0.261」を「0.254」に、「平成23年1月1日」を「平成24年1月1日」に改め、同条算式の符号Bを次のように改める。
B　経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号）によつて調査した平成21年7月1日現在における民営の事業所のうち産業大分類CからQまでに係るものの非該当区域における従業者数又は前年度の事業に係る事業所税の従業者割に係る課税の対象となつた従業者数
附則第十八条の二の見出し中「平成二十一年度」を「平成二十三年度」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「A×2.4166」に、「B×β」を「B×5.5248」に改め、同条算式の符号α及びβを削る。
附則第十八条の三及び第十八条の四を削る。
附則第十九条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成22年度」を「平成23年度」に改める。
附則第十九条の四を次のように改める。
（地方特例交付金の基準額の算定方法）
第十九条の四　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該市町村の地方特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額とする。
2　合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額は、前項に規定する地方特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額をそれぞれ合併関係市町村ごとの人口によつて按分した額とする。
附則第十九条の五第一号中「一・一〇一」を「一・〇二五」に、「一・一二七」を「一・四〇三」に改め、同条第二号を次のように改める。
二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額
前年度分過大過少額（次の算式により算定した額をいう。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額